

# 山形県自治体の男女共同参画推進への取組み（一）

## —市町村調査をもとに—

伊藤眞知子

### 一、はじめに

男女共同参画社会の形成は、「二十一世紀の我国社会を決定する最重要課題」であると、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という）の前文に明記されている。だれもが性別にとらわれず、その個性と能力を発揮して輝いて生きることができるような男女共同参画社会の形成は、まさしく公益を増進し、私たちの社会のすみずみに公益を行き渡らせることであるといえよう。一九九九年六月の基本法の成立以降、政府は「男女共同参画基本計画」（同年十二月）を策定し、二〇〇〇年一月には内閣府に男女共同参画会議を設置、事務局として男女共同参画局を設置して、強化された推進体制のもとでさまざまな施策を展開してきた。

基本法では、都道府県に対して基本的な計画の策定が義務づけられ、これにもとづいて、山形県は二〇〇一年三月に「山形県男女共同参画計画」（二〇一〇年度までの十年計画）を策定、四月に活動交流拠点として、山形県男女共同参画センター（チエリア）を開設した。推進体制は二〇〇〇年四月に改組され、青少年女性室を男女共同参画室および「男女共同参画推進本部」（本部長一副知事）として強化された。

一〇〇一年七月には「山形県男女共同参画推進条例」が全国の都道府県中三十五番目の条例として公布・施行された。同年十一月、この条例にもとづく男女共同参画審議会を設置、同時に苦情等専門部会が設けられた。

ここで山形県の男女共同参画の状況を内閣府（一〇〇一）によつて概観しておこう。女性の参画状況に関して、地方議会における女性議員割合（市区・町村の計）は全国最下位で二・七%、とりわけ県議会は広島県とならんで女性議員ゼロである（一〇〇一年三月現在）。県の審議会等の女性委員の割合は一〇〇二年三月末現在で二三・〇%，全国第三十二位<sup>(1)</sup>である。山形県職員の採用時の女性割合は五三・一%で全国一〇位以内であるが（一〇〇一年三月一日～二〇〇二年三月三十一日）、管理職の女性割合は本庁〇・四%、支庁・地方事務所一・九%，全体は一・四%で、全国最下位となつてゐる（一〇〇二年四月一日現在）。一方、全国第一位であるのは、育児期（三十五～三十九歳）の女性労働力率七六・二%、三世代同居率二八・一%（全国平均一〇・一%）であり、女性の就業率（十五歳以上六十五歳未満）および夫婦共働き世帯割合（対夫婦のいる世帯）はともに福井県に次いで全国第二位である（一〇〇〇年国勢調査）。

以上のような状況のもとで、県レベルでの男女共同参画推進は、条例にもとづいて推進体制がさらに強化され、計画のもとで施策が進められつつあり、制度的な仕組みが整つたといえる。しかしながら、男女共同参画社会の実現のためにより重要な役割を担つてゐるのは、住民の生活にもつとも身近なレベルで具体的な施策を展開する基礎自治体としての市町村であるといえよう。そこで、本研究は、市町村の現在の取組みと推進状況に関するアンケート調査を実施し、今後、市町村が取組むべき方向性や課題を明確化することをこころみた。調査は、①山形県市町村の男女共同参画の所管部署を対象とする調査（以下「市町村調査」と略す）、②全日本自治体労働組合（自治労）山形県本部加盟の自治体職員組合の男女共同参画担当を対象とする調査（以下「組合調査」と略す）の二種類について、それぞれ別個の調査票を用いて行つた。ここでは、このうちの市町村調査について、まず調査の概要を示し、次にアンケート調査の回答結果について、男女共同参画（基本）計画の策定、重視課題、推進体制、審議会等における女性の参画状況、職員研修、男女

共同参画（基本）条例の制定、女性センター等の設置に関する考察し、最後に市町村における男女共同参画施策の今後の課題について論じることにしたい。<sup>(2)</sup>

## 二、調査の概要

山形県市町村の男女共同参画の所管部署を対象とするアンケート調査を二〇〇二年十一月に実施するとともに、三市二町の担当者への聞き取りを行った。アンケート調査の方法は、調査票の配布、回収とともに郵送法である。調査票は、（財）地方自治総合研究所のプロジェクト「男女共同参画社会への施策研究」が二〇〇一年四月に六道県自治体を対象に実施した調査票をもとに、若干の修正を加えて作成したものである。<sup>(4)</sup> 四十三市町村（五市三十四町四村）から回答があり、回収率は九七・七%であった。（表1）

表1  
アンケート調査の概要

対象自治体	山形県四十四市町
回 収 率	四三／四四リ九七・七%
調査時期	二〇〇二年十一月
調査項目	①男女共同参画（基本）計画の策定 ②男女共同参画に関する重視課題 ③推進体制 ④審議会等における女性の参画状況 ⑤職員研修 ⑥男女共同参画（基本）条例の制定 ⑦女性センター等の設置

### 三、調査結果と考察

#### 一一一 男女共同参画計画の策定状況

男女共同参画基本法においては、市町村の努力義務として男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定することが規定されている。本調査において、計画を策定したと回答したのは、山形市、天童市、東根市、南陽市、白鷗町、遊佐町の六自治体で、調査に回答した四十三自治体の一四・〇%である。市町村別にみると、市部は十三市中四市（三〇・八%）、町村部は調査に回答した三十町村中二町（六・七%）が策定しており、図1のように、市部と町村部の策定率には大きな開きがある。ただし全国の市（区）町村（政令指定都市を含む）の平均策定率二三・四%、市（区）七四・八%、町村九・三%と比較すると、町村ばかりでなく、とりわけ市部での策定が進んでいないことが分かる（内閣府調べ、二〇〇二年四月一日現在）。策定中という回答は五自治体で、二〇〇三年三月策定期予定は二市二町（酒田市、新庄市、高畠町、櫛引町）、二〇〇四年三月予定は一市（尾花沢市）である。策定の予定があると回答したのは三市七町一村（米沢市、鶴岡市、長井市、中山町、河北町、大石田町、金山町、川西町、立川町、羽黒町、朝日村）で、二十自治体は予定がなく、残る一自治体は検討中という回答であった。

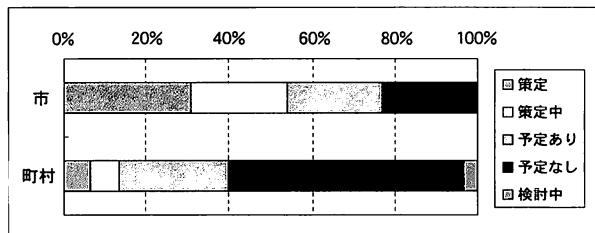


図1 計画の策定状況

### 三一一 計画策定自治体の最新計画

計画を策定した六自治体の最初の計画、その後の改定回数、最新計画の策定手法は表2のとおりである。最初の計画策定から二回の改定を行った山形市のはかは、初めて策定した計画が最新計画である。最新計画の策定手法に関して、住民からの意見を聴取したと四自治体が回答し、山形市は八回、他の三自治体は一回ずつ意見聴取を行つたと回答している。意見聴取方法は、通信（郵送、ファクシミリ、Eメール等）、意見交換会のほか、「町の広報紙に折り込み返信用（無料）はがきをつけた」という工夫をした自治体もある。なお、表2における白鷹町の「その他」の手法についての具体的記述は、「公募と首長指名の一五名による懇話会を設置し意見を聴取、外部の機関にも会議に入つてもらい、計画書の表現、レイアウト、印刷を委託した」ということであった。

表3のとおり、最新の計画はいずれも一九九九年以後に策定されており、名称については、「男女（共同参画）」

表2 計画の策定

最初の 計画策 定年	改定 回数	最新計画の策定			最新計画策定の手法									
		策定年	所要 年度	所 要 費	審 議 等(公 募 な し) に 諮 問	会 募 に 諮 問	公 募 審 議 等に 諮 問	あ 議 會 等に 諮 問	團 体 ・ N P O 等の 意 見 聴 取	學 識 経 験者 の 助 言 を 得 る	全 般 を の 機 関 に 委 託	編 集 ・ 印 刷 の 外 部 委 託	中 に 住 民 の 意 見 聴 取	その 他
山形市	1990年	2	2001年	2年	210万円	○				○			○	印刷委託
天童市	2001年	0	2001年	2年	210万円	○						○		
東根市	2002年	0	2002年	2年	64万円		○					○	○	
南陽市	2000年	0	2000年	2年	7万円	○				○		○	○	アンケート類
白鷹町	2002年	0	2002年	2年	275万円		○						○	○
遊佐町	1999年	0	1999年	2年	50万円			○	○					

表3 最新の計画

策定年	計画の名称	審議会等委員の女性割合の数値目標			自治体女性職員採用・登用の具体作	計画の進行管理	
		有 無	目 標 年	目標 値		頻 度	結 果 表
山形市	2001年 いきいき山形男女共同参画プラン	有	2010年	40%	無	1年1回	有
天童市	2001年 てんどうパートナーシッププラン	有	2010年	40%	無	1年1回	無
東根市	2002年 東根市A. B. C. プラン	有	2010年	40%	無	その他	有
南陽市	2000年 男女共同参画なんようプラン	有	2004年	30%	無	1年1回	無
白鷹町	2002年 男と女が共同でつくるまちプラン	有	2022年	40%	有	2-3年1回	有
遊佐町	1999年 男女共同参画ゆざ計画	有	2003年	25%	無	—	—

表4 最新計画に盛り込まれている項目

盛り込まれている項目	自治体
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大のための施策	山形市・天童市・東根市・南陽市・白鷗町・遊佐町
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための施策	山形市・天童市・東根市・南陽市・白鷗町・遊佐町
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに対する意識の浸透と推進策	山形市・天童市・東根市・南陽市・白鷗町
女性に対する暴力の根絶のための施策	山形市・天童市・東根市・南陽市・白鷗町
男女共同参画に関して行政への苦情の処理や人権侵害の救済のための措置・機構（オンブズパーソンを含む）	東根市
「計画」の進行管理（定期的チェック、フィードバック等）に関する規定	山形市・天童市・東根市・南陽市・白鷗町

を含む名称は二市二町、「男女」も「女性」も含まない名称が二市となつていて。最新の計画にどのような項目が盛り込まれたか、表4に掲げた六項目についてたずねた。この六項目は、男女共同参画推進のためにとくに重要であると考えられる課題である。このうち、男女共同参画に関して行政への苦情の処理や人権侵害の救済のための措置・機構（オンブズパーソンを含む）を盛り込んでいるのは一自治体（東根市）のみで、具体的には「相談窓口、専門職員、女性センター設置への検討」と記述されている。男女共同参画に関する住民からの苦情への対応やドメスティック・バイオレンス等の人権侵害の被害者救済の重要性についての認識は、二〇〇〇年十月にいわゆるDV防止法<sup>(6)</sup>が施行されたことをきっかけに深まりつつある。五自治体が女性に対する暴力の根絶のための施策は計画に盛り込んでいることはその表れといえよう。けれども、具体的な苦情処理や被害者救済の措置・機構の整備にまでは至っていないということがわかる。

計画の進行管理についての規定を計画のなかに盛り込んでいるのは五自治体で、進行管理の頻度については、表3のように、「一年に一回」は三市、「二～三年に一回」は一町、その他（「年に二回以上」）一市という回答結果であった。このうち進行管理の結果を公表しているのは二市一町である。

右の六項目のほかに、審議会・委員会等の女性委員の割合に関する具体的な数値目標を設けているかどうかをたずねた。これは、男女共同参画社会基本法における「積極的改善措置」に該当する事柄である。積極的改善措置とは、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に

対しその機会を積極的に提供することをいう（基本法第二条）。六市町すべてが数値目標を計画のなかに書き込んでおり、目標年度および目標値は表3のとおりである。なお、現在の審議会等の女性委員割合については、後述する。

また、計画のほかに、自治体の女性職員の採用・登用推進のための具体策（積極的改善措置）があると回答したのは、一自治体（白鷹町）で、具体的には「白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例を制定」したということである。

### 二二三 男女共同参画に関する重視課題

男女共同参画に関する課題二十五項目のなかから、各市町村が重視している課題三項目を選択するよう求めたところ、表5のような結果となつた。市町村全体で回答の多かった項目を上から順に並べたものである（複数回答）。市・町村別で大きな違いのあるのは、まず町村の第一位が全体の第一位とは異なり「家庭生活・地域生活への男女共同参画の促進」となっていることで、この項目を挙げた町村（十五町村、四十三町村中の五三・八%）は市（三市、十三市中の二三・一%）を三〇・七ポイントも上回つている。次いで違いが見られるのは、「総合的な推進体制の整備・強化」への回答で、六市（四六・一%）に対して四町村（一四・三%）と三一・九ポイント差である。この六市は比較的計画策定が進んでいる（策定一、策定中一、策定予定二、予定なし）が、対照的に四町村はいずれも策定の予定がない。さらに、「農山漁村における男女共同参画の確立」への回答は、五町村（一七・九%）に対して一市（七・六%）で、町村は市の二・三五倍となつており、人口別みると、「農山漁村」を重視課題としているのはすべて人口三万人未満の市町村である。これらの結果から、家庭生活・地域生活および農山漁村の男女共同参画推進が、町村部でより重要な課題としてとらえられていることがうかがわれる。男女共同参画基本法において、「国の施策に順じた施策」にくわえて市町村の責務

表5 市町村の重視課題

全体順位	課題	全體	市・町村別		人口規模別		
			市	町村	10～30万人 未満	3～10万人 未満	3万人未満
1	1. 政策・方針決定への女性の参画の拡大	21 (51.2%)	8 (61.5%)	13 (46.4%)	15 (48.4%)	4 (50.0%)	2 (100.0%)
2	13. 家庭生活・地域生活への男女共同参画の促進	18 (43.9%)	3 (23.1%)	15 (53.8%)	15 (48.4%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)
3	3. 住民に対する広報・啓発活動の展開	15 (36.6%)	5 (38.5%)	10 (35.7%)	12 (38.7%)	2 (25.0%)	1 (50.0%)
4	2. 社会制度・慣行の見直し	11 (26.8%)	3 (23.1%)	8 (28.6%)	8 (25.8%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)
5	25. 総合的な推進体制の整備・強化	10 (24.4%)	6 (46.2%)	4 (14.3%)	4 (12.9%)	4 (50.0%)	2 (100.0%)
6	10. 多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実	8 (19.5%)	3 (23.1%)	5 (17.9%)	6 (19.4%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
7	21. 男女平等推進の教育・学習	7 (17.1%)	3 (23.1%)	4 (14.3%)	5 (16.1%)	1 (12.5%)	1 (50.0%)
8	8. 農山漁村における男女共同参画の確立	6 (14.6%)	1 (7.6%)	5 (17.9%)	6 (19.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
9	4. 男女共同参画社会の情報の収集、調査研究	5 (12.2%)	2 (15.4%)	3 (10.7%)	3 (9.7%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
9	11. 育児・介護を行う労働者の雇用継続を図る環境整備	5 (12.2%)	1 (7.6%)	4 (14.3%)	5 (16.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
11	5. 雇用分野の男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	4 (9.8%)	2 (5.0%)	2 (7.1%)	2 (6.5%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
12	6. 女性の職業能力開発と能力発揮の支援	3 (7.3%)	2 (5.0%)	1 (3.6%)	2 (6.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
12	22. 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	3 (7.3%)	0 (0.0%)	3 (10.7%)	3 (9.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
14	7. 多様な働き方を可能とする就業条件整備	2 (4.9%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	2 (6.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
15	12. 再就職希望者に対する援助	1 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
15	18. 広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進	1 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
15	20. 生涯を通じた女性の健康保持増進対策の推進	1 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
15	24. 施策の積極的展開と定期的フォローアップ	1 (2.4%)	1 (7.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
19	9. 高齢者が安心して暮らせる条件の整備	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	14. 障害者への配慮の重視	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	15. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	16. 被害女性に対する救済策の充実	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	17. 女性の人権を尊重した表現のためのメディアの取組み支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	19. リブロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
19	23. 地球社会の「平等・開発・平和」に向けた国際交流	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
n		41 (100%)	13 (100%)	28 (100%)	31 (100%)	8 (100%)	2 (100%)

とされている「区域の特性に応じた施策」に該当するものであり、「いわゆる上積み・横出し」(大沢二〇〇一四)を行うことが期待されている課題である。

#### 二一四 男女共同参画推進体制

市町村で男女共同参画を推進する所管組織について見ていく。図2は市・町村別に見た結果である。総務課・庶務課に所管組織が置かれているのは市部（三市）だけで、市、町村ともに総務課・庶務課以外の首長部局にあるところが六市十七町村と多い（全体の五三・五%，市部四六・二%，町村部五六・七%）。これらはすべてが「企画」の名称をもつ部署（企画課、企画調整課、企画財政課、あるいは企画部まちづくり推進課など）である。以上を合計すると、「調整機能が發揮しやすい。首長による全局的な決定が行いやすい」（山形県文化環境部県民生活女性課二〇〇〇十四）とされている首長部局に所管組織をもつところが、全体の六割となっている。教育委員会が所管組織となっているのは四市九町（全体の三〇・二%）であり、「庶務課・総務課と教育委員会」あるいは「企画課と教育委員会」という回答したのは四町村である。所管組織の責任者（課長）が女性であるのは一市一町のみで、いずれも計画を策定した自治体である。しかし、全体として計画策定状況と所管組織がどこに置かれているかとのあいだに関連は見られなかつた。

所管組織における男女共同参画に関する企画・総合調整の権限および男女共同参画の推

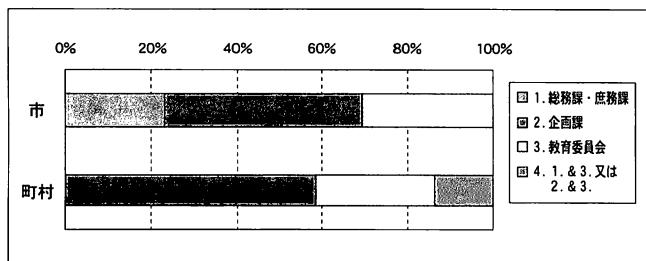


図2 男女共同参画の所管組織

進に関わる各課における起案に対し修正を求めることがあるかどうかについてたずねた結果と計画の策定状況の状況をクロスして見ると、図3のように、所管組織が強い権限をもつてゐる自治体ほど計画の策定が進んでいる傾向がみられる。計画について「策定・策定中・予定あり」という回答を合計すると、「企画・総合調整権限あり・起案修正あり」という自治体では全体の七〇・〇%を占めるのに対し、「企画・総合調整権限あり・起案修正なし」の自治体では六二・四%であり、「企画・総合調整権限なし」の自治体では二五・〇%にとどまっているのである（n=三八）。表6に示したように、その傾向は町村において顕著である。

また、所管組織の名称に注目してみると、「男女共同参画（共生）」を名称にもつ所管組織のある自治体（三市一町）はいずれも企画・総合調整権限をもつてゐるのに対して、それ以外の名称の所管組織では「権限なし」十二（三五・三%）、「権限あり・起案修正なし」十五（四四・一%）、「権限あり・

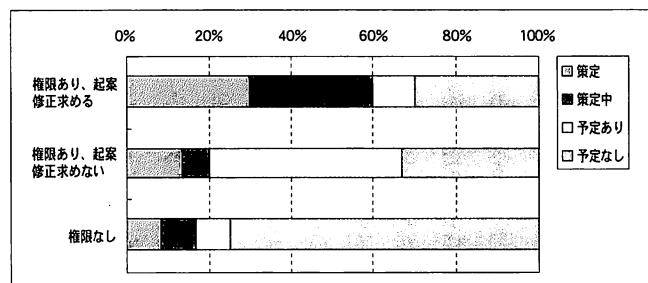


図3 計画策定状況と企画・総合調整の権限

表6 男女共同参画に関する企画・総合調整の権限

		権限なし	権限、起案修正なし	権限、起案修正有
市	計画策定	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%
	計画策定中	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%
	計画予定あり	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%
	計画予定なし	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%
	計	4 33.3%	3 25.0%	5 41.7%
町村	計画策定	0 0.0%**	1 50.0%**	1 50.0%**
	計画策定中	0 0.0%**	0 0.0%**	2 100.0%**
	計画予定あり	1 14.3%**	6 85.7%**	0 0.0%**
	計画予定なし	7 50.0%**	5 35.7%**	2 14.3%**
	その他	0 0.0%**	1 100.0%**	0 0.0%**
	計	8 30.8%**	13 50.0%**	5 19.2%**
合計		12 31.6%	16 42.1%	10 26.3%

注) 有意水準：\*\*<0.05

起案修正あり」七（二〇・六%）と分散している。

男女共同参画推進のための庁内推進体制が設置されている自治体は九市町村で、それ以外の三〇市町村には設置されていない（n=三九）。設置されている市町村における推進体制の長は首長（町長）が一町、助役が二市一町、課長が一市二町一村、係長が一町となつていて、この九市町村は、計画策定三市町、策定中三市町、予定あり一町、予定なし一村となつており、計画策定が進んでいる自治体であることができる。庁内推進体制の構成については、「推進体制の長と上級管理職からなる本部、管理職層、実務担当者の三層構造」となつていて、実務担当者は「二層構造」は一市（山形市・長は助役）、「推進体制の長と管理職から構成される委員会等と実務担当者による構成」は一市二町（尾花沢市・長は助役、高畠町・長は課長）、「階層構造ではなく、実務担当者等によって構成」は一市三町一村（南陽市・長は町長）、「階層構造ではなく、実務担当者等によって構成」は一市三町一村（南陽市・長は課長）である。

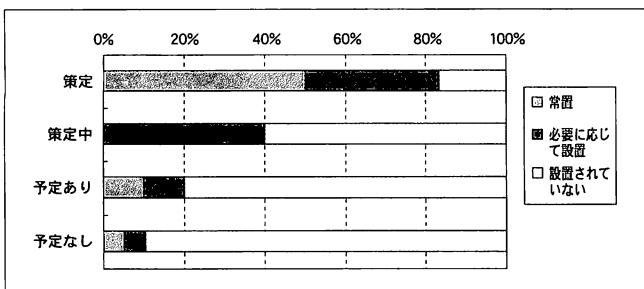


図4 男女共同参画にかかる審議会の設置と策定状況

男女共同参画に関する審議会を設置している自治体は十一（二五・六%）あり、そのうち常置しているのが三市二町、必要に応じて設置しているのが二市六町である。二〇〇一年四月一日現在、審議会の女性委員割合は「常置」、「必要に応じて設置」いずれも五〇%以上で、最高は七五・〇%という回答であった。また、委員を公募しているのはそのうちの四自治体である。委員の任期は二年の自治体がもっとも多く（八自治体）、委員の再任を制限する規定を設けているのは山形市（「二期六年を限度とする」）のみである。計画の策定状況とクロスした結果が図4であり、計画が策定されている自治体ほど審議会の設置が進んでいることができる。

### 三一五 行政委員会・委員および審議会等における女性の参画状況

自治体が設置している行政委員会・委員および審議会等の附属機関における女性の割合は、総じてたいへん低い。二〇〇一年四月一日現在の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産委員に関する回答結果を表7にまとめた。五つの委員会・委員のなかでもっとも女性割合の高いのは教育委員会であり、市は二五・〇%、町村は二〇・四%、全体で二一・八%が女性である。次いで選挙管理委員会、固定資産評価委員となつており、監査委員、農業委員の女性割合はどちらも一・三%と非常に低い。市・町村別では、監査委員の女性割合は市部が高く、農業委員は町村部が高いといいう傾向がみられる。農業従事者の多い町村部で女性割合がやや高いとはいいうものの、三・〇%（全県で二十人）にとどまっており、実質的に農業の重要な担い手となつてている女性たちは多いにもかかわらず、農業委員への参画は進んでいないといえる。表7には女性委員ゼロの自治体の割

表7 委員会・委員における女性の割合

		平均委員 総 数 (人)	平均女性 委 員 数 (人)	女性委員 の 割 合 (%)	女性委員ゼ ロの自治体 の割合(%)
教育委員会	全体	4.9	1.1	21.8	20.9
	市	4.9	1.2	25.0	7.7
	町村	4.9	1.0	20.4	26.7
選挙管理委員会	全体	4.1	0.7	16.3	44.2
	市	4.0	0.6	15.4	46.2
	町村	4.2	0.7	16.7	43.3
監査委員	全体	2.0	0.0	2.3	95.3
	市	2.2	0.1	3.6	92.3
	町村	2.0	0.0	1.7	96.7
農業委員	全体	19.9	4.7	2.3	72.1
	市	27.6	3.8	1.4	76.9
	町村	16.5	5.0	3.0	70.0
固定資産評価委員	全体	3.1	1.9	6.0	83.7
	市	3.5	3.1	8.7	69.2
	町村	2.7	1.3	4.5	90.0

表8 審議会等における女性の割合

		平均委員総数 (人)	平均女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
審議会等	全体	305.0	57.6	18.9
	市	421.1	87.3	20.7
	町村	251.4	43.8	17.4

合も示しており、比較的女性割合の高い教育委員会であつても全体の二割の自治体で女性委員ゼロであることがわかる（市部は一市のみ）。ここでとりあげた五つの委員会・委員のすべてが女性委員ゼロである自治体は一市二町であつた。

自治体が条例により設置している審議会等の附属機関の数は、十一～二十の自治体がもつとも多く十五（三八・五%）、次いで二十一～三十が十三自治体（三三・三%）で、三十機関以内の自治体が八割を占める（n=三九）。最少は三機関、最多は四十二機関であつた。これらの附属機関の総委員数は、百一～二百人の自治体がもつとも多く十二（三〇・八%）、次いで三百一～四百人が十（二十五・六%）、一百一～三百人が七自治体（二七・九%）と続く（n=三九）。最少は七十六人で最多は八百二十三人である。

このうち女性委員の数は、五十～六十人の自治体がもつとも多く九（二〇・九%）、次いで四十一～五十人が七自治体（一六・三%）であり、全体のおよそ八割が七十人以下である（n=三九）。女性委員は最少の自治体で二人、最多は二百二十八人である。女性委員割合は表8のように、市町村全体では一八・九%、市では二〇・七%、町村では一八・九%となつてある。最高は三三・五%（寒河江市）、最低は二・七%（戸沢村）である。概して人口の少ない町村ほど女性委員の割合は低いといえるが、人口一万人未満の町村のなかにも、県内で四番目という高い割合を達成している自治体（金山町・二六・四%）がある。

### 三一六 男女共同参画に関する職員研修

自治体職員を対象として男女共同参画に関する研修を実施している自治体は非常に少数である。定例で研修を行つてゐる自治体はゼロ、二年以内に実施した実績をもつのは三市（十三市中の二三・一%）および三町村（三〇町村中の一〇・〇%）の計六自治体（一四・〇%）であり、全く実施していない自治体が三十七（八六・〇%）にのぼる。研修を行つた自治体ではいずれも男女共同参画に関する単独テーマで実施している。二〇〇一年度に研修を行つたのは三市一町で、のべ受講者数は、市では各二十名、三十名、百四十五名（二回実施の合計）、町では三十名で、そのうち女性の割合はいずれの自治体も三〇～四〇%という回答であった。

### 三一七 男女共同参画（基本）条例の制定

男女共同参画条例の制定状況について、制定した自治体はゼロ、現在策定作業中は一市（一・三%）、策定する予定あり一市三町一村（一一・六%）、予定なし三十七自治体（八六%）という回答であった。

策定作業中と回答したのは長井市である。二〇〇二年十二月施行を目標として作業中ということであり<sup>(8)</sup>、条例の提案者は首長（市長）で、条例案策定のためにとつた手法は、公募委員を含む「男女共同参画推進懇談会」からの意見聴取および女性団体・住民団体・NPOからの意見聴取である。アンケートおよび聞き取りの回答による長井市の状況は次のとおりである。男女共同参画に関する審議会等（上記の懇談会）は「長井市男女共同参画推進懇談会設置要綱」により二〇〇二年五月に設置され、条例制定に向け条例案の検討を進めている。委員定数十六名、委員実数十六名、うち女

性委員十二名（女性委員割合七五・〇%）、首長指名および公募により委員を選定し、任期は二年である。男女共同参画の所管課は企画調整課企画係、長は企画調整課長（男性）となつてゐるが、計画が未策定であるため、所掌事務の規定はなく、推進体制も整備されていない。条例制定のためにには府内プロジェクトを組織した。男女共同参画推進の実効性を高めるためにまず条例制定に取り組んだのであり、計画策定は、二〇〇三年度に条例にもとづいて設置される審議会で検討を進めることとし、府内推進体制も整備する予定である。

### 三一八 女性センターの設置

女性問題の解決、女性の地位向上あるいは男女共同参画推進などの目的をもつて設置される総合的施設である女性センター等が設置されているのは、表9に掲げた三市一町（九・五%）である。設置予定があるのは二自治体（四・七%、天童市・白鷹町）で、三十六自治体（八五・七%）は設置予定がない（n=四二）。設置している自治体の女性センターの名称、設置年は表9のとおりであり、設置形態はいずれも公設公営となつてゐる。また、計画策定状況別にみると、図5のように、女性センター等を設置している自治体は計画策定が比較的進んでいる自治体であることができる。

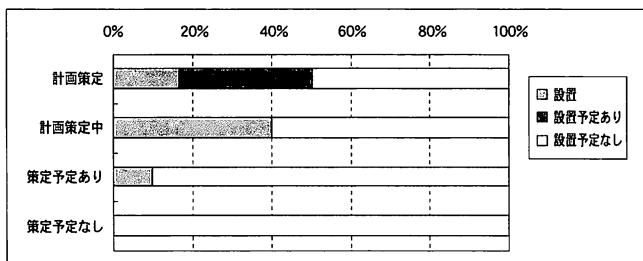


図5 女性センター等の設置

表9 女性センター等の設置

	人口	計画	センター名称	開設年月	設置形態
山形市	10万人以上	策定	山形市女性センター「ファーラ」	1996年2月	公設公営
酒田市	10万人以上	策定中	酒田市男女共同参画センター「ウィズ」	2000年7月	公設公営
尾花沢市	3万以上 10万人未満	策定中	尾花沢市女性文化センター	1997年4月	公設公営
金山町	1万人未満	策定予定	交流サロン「ポスト」	2002年5月	公設公営

## 四、まとめ

以上から明らかになつた点およびそれにもとづく今後の課題をまとめておこう。

① 男女共同参画計画の策定は四市二町（一四・〇%）にとどまっており、市部の策定率のほうが高いものの、内閣府（一〇〇%）による全国の市（区）町村の状況と比較すると、山形県ではとくに市部の策定が進んでいない。

② 策定された四市二町の最新計画の項目に関して、「男女共同参画に関する行政への苦情の処理や人権侵害の救済のための措置・機構（オシブズペーソンを含む）」を盛り込んでいるのは一市のみで、今後の課題として残されている。

③ 重視課題について、市部より町村部において重視している傾向が見られたのは「家庭生活・地域生活への男女共同参画の促進」および「農山漁村における男女共同参画の確立」であり、「区域の特性に応じた施策」の具体的な展開が期待される。

④ 推進体制について、所管組織が首長部局に置かれているところは全体の六割にのぼるが、首長部局にある市町村ほど計画の策定が進んでいるとはいはず、また、首長部局にある所管組織と権限の強さとのあいだにはつきりとした関連は見られなかつた。明らかな傾向としていえることは、権限の強い所管組織をもつ自治体ほど計画策定が進んでいることで、とりわけ町村で顕著である。また、計画策定が進んでいる自治体ほど庁内推進体制が整備されており、審議会の設置も進んでいるといえる。

⑤ 審議会等委員への女性の参画状況は、比較的女性委員割合の高い教育委員会においても女性委員ゼロの自治体が二割あるという状況で、また農業委員は女性が農業の重要な担い手でありながらもきわめて低い女性割合であり、「積極的の改善措置」（社会のあらゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、その

機会を男女の一方に積極的に提供すること) が望まれる。

(6) 自治体職員に対する男女共同参画に関する研修を実施している自治体は少なく、全局的な男女共同参画への取組みのためには今後ぜひとも研修を実施し、職員の意識と力量の向上を図ることが急務であろう。

(7) 条例制定は、一市が策定中と回答したのみで、全体として取組は進んでいない。長井市はまず基本的な事項を定めた条例を制定し、そのうえで計画策定に取組むという手法をとつており、計画未策定の自治体には参考になる事例であると思われる。

(8) 女性センター等を設置しているのは計画策定が比較的進んでいる自治体であり、拠点となる場所の確保が施策の推進に有効であるといえる。いわゆる「ハコもの」の新設だけでなく、既存の施設や住民のネットワークを生かして地域の拠点機能を実質的に確保していくことが大切であろう。

男女共同参画社会の形成のために、市町村は、推進体制を整備して仕組みづくりを進め、それぞれの地域の具体的な課題を洗い出し、それに即した具体的な施策を展開することが必要である。同時に、住民個人および住民のグループ、団体、NPO等の自発的・自主的な活動が重要であることはいうまでもない。住民と自治体とが対等な立場で連携し、協働して、よりよい地域づくり、まちづくりの一環として男女共同参画という課題に取組むことがいま求められているのである。その意味で男女共同参画の推進は、住民参画のもとで地方自治を実現する重要な道すじの一つであるといえよう。

## 〔注〕

- (1) 山形県（二〇〇一）には、「平成十七年度までに三〇%以上とすること」という数値目標が掲げられている。また、国は審議会等の女性委員割合に関する当面の目標値を「平成十七年度（二〇〇五年度）末までのできるだけ早い時期に三〇%」としており（二〇〇〇年八月男女共同参画推進本部決定）、二〇〇二年九月三十日現在、二四・七%である。
- (2) 組合調査については、本誌次号に「山形県自治体の男女共同参画推進への取組み（二）」として掲載を予定している。
- (3) 調査項目の一部は、県男女共同参画室が例年四月一日現在で実施している「市町村男女共同参画行政の推進体制等に関する調査」と重複しているが、ここでは本調査により得られた回答にもとづいて結果を記載している。
- (4) (財) 地方自治総合研究所プロジェクトの調査概要については、大沢二〇〇二b、「一六頁を参照。調査結果は、『自治総研』二〇〇二年九月号～十一月号および二〇〇三年一月号～三月号に掲載、引き続き連載予定である。
- (5) 二〇〇三年三月三十一日までに、酒田市、新庄市（基本計画のみ、行動計画は二〇〇三年度策定予定）、高畠町、柳引町が策定し、策定自治体は合計六市四町となつた。
- (6) 正式名称は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。二〇〇一年四月公布、十月施行。
- (7) 調査票には「人事委員会または公平委員会」について回答欄を設けたが、公平委員会について一市が回答しただけで、人事委員会はすべての市町村で委員数ゼロ（県へ委託）と回答されたため、ここではとりあげてない。
- (8) 二〇〇二年十二月十四日長井市男女共同参画推進条例が公布・施行された。定義（第二条）においては、五項目の一つとして「ジェンダー・フリー」を「男女別に期待される役割やイメージなどの歴史的、社会的及び文化的に作られた性差により差別されないことをいう」と定義し、基本理念（第三条の（一））に「男女共同参画推進にあたり、男女が、ジェンダー・フリーを理解することで、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること」を掲げている。

## 〔文献〕

藤枝澪子・グループみこし、二〇〇一、『[実践事例] どう進めるか、自治体の男女共同参画政策－その取り組み方・創り方』

橋本ヒロ子・伊藤真知子、二〇〇一、「男女共同参画社会への施策と住民自治の発展（一）」『自治総研』二八（九）七五—九三  
頁

大沢真理、二〇〇一、「男女共同参画社会への施策と住民自治の発展（一）」『自治総研』二八（八）一一一六頁  
大沢真理編集代表、二〇〇一、「二十一世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法（改訂版）」ぎょうせい

内閣府男女共同参画局、二〇〇一、「市町村男女共同参画計画の策定の手引－女性も男性も住民の力を地域づくりに－」  
内閣府男女共同参画局、二〇〇二、「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況（概要）」

<http://www.gender.go.jp>, 2003. 3. 4. 5)

田中和子、二〇〇一、「男女共同参画社会への施策と住民自治の発展（二）」『自治総研』二八（一〇）五一—七七頁

山形県、二〇〇一、「山形県男女共同参画計画」

山形県文化環境部県民女性課、二〇〇〇、「市町村男女共同参画行政推進マニフェスト」

山形県文化環境部県民女性課、二〇〇一、「やまがた男女共同参画の現状とデータ」

山梨学院大学行政センター編、二〇〇〇、「男女平等社会の実現と自治体の役割」公人の友社

山下泰子・橋本ヒロ子・齊藤誠、二〇〇一、「男女共同参画推進条例のつくり方」ぎょうせい

## 付 記

本研究は東北公益文科大学奨励研究費の助成を得て行つたものである。また、調査票の使用を許可していただいた（財）地方自治総合研究所および男女共同参画社会研究会のメンバーに感謝申し上げるとともに、アンケート調査にご協力いただいた市町村担当者の方々に心からのお礼を申し上げたい。